

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和2年度第3回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和2年11月20日(金曜日) 午後1時30分～午後2時45分
3 会議の開催場所	さいたま市役所消防庁舎3階 関係課会議室
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀(会長) 岩崎 万智子 桑原 菜津子 藤巻 真理子 齋藤 幸枝 谷崎 美智子 野辺 明子
5 欠席者名	内田 裕子 今川 夏如 田中 孝之
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 【議案】 (1) 個人情報開示請求における郵送請求に関する事務改善について (2) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 後期高齢者医療に関する事務) 【報告】 個人情報取扱事務の報告について (公開・非公開の別) 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118(直通)
11 その他	

## 会 議 録

会 議 名：令和2年度第3回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：令和2年11月20日（金）

開催時間：午後1時30分から午後2時45分まで

開催場所：さいたま市役所消防庁舎3階 関係課会議室

委 員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子（欠席）

岩崎 万智子 桑原 菜津子

藤巻 真理子 今川 夏如（欠席）

齋藤 幸枝 田中 孝之（欠席）

谷崎 美智子 野辺 明子

議 題

### 【議案】

(1) 議案第5号 個人情報開示請求における郵送請求に関する事務改善について

(2) 議案第6号 特定個人情報保護評価書について

(事務の名称 後期高齢者医療に関する事務)

### 【報告】

(1) 個人情報取扱事務の報告について

事 務 局：総務局総務部長

総務局総務部参事 兼 行政透明推進課長

総務局総務部行政透明推進課 行政透明推進係長

総務局総務部行政透明推進課 主査

総務局総務部行政透明推進課 主任

穂刈 浩

徳永 康洋

堀切 昇

木村 ひさえ

豊田 康平

1 開 会

事務局 本日は御多用のところ、委員の皆様には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

このたびは急遽、日程と会場の変更があり、委員の皆様には大変御迷惑をおかけしましたことをおわび申し上げます。また、日程調整に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

また、会議に入ります前に、新たに審議会の事務局を担当します職員がおりますので、御報告させていただきます。

(事務局職員あいさつ)

それでは、ただいまから令和2年第3回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

本日は、内田委員、田中委員、今川委員から欠席の連絡をいただいております。

本日の定数ですが、定員10名のところ7名が出席となりますので、会議は成立しております。

なお、本日は傍聴を希望される方はいらっしゃいません。

初めに、配付資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。また、既に委員の皆様へ送付させていただいております「議案第5号 個人情報開示請求における郵送請求に関する事務改善について」に係る「個人情報保護制度の事務の改善について(諮問)」、「議案第6号 特定個人情報保護評価書について」に係る「個人情報保護制度の事務の改善について(諮問)」、報告資料(1)及び(2)の「個人情報取扱事務に係る届出について(報告)」がございました。

なお、委員の皆様へ送付させていただきました資料のうち、「議案第5号 個人情報開示請求における郵送請求に関する事務改善について」の資料の差し替えがございましたので、お手数をおかけいたしますが、お手元に配付させていただいておりますA3の横長の資料、文言の一部に訂正がございましたので、差し替えていただくようお願いいたします。

会長 訂正箇所はどちらですか。

事務局 資料右側の「郵送請求ができる者」のところに、法定代理人又は任意代理人が入っていませんでしたので、それを加えております。

それと、添付する本人確認等書類のところの2番目の「未成年者又は成年被後見人

の法定代理人又は任意代理人」の表の例のところの「成年後見制度」という文言が「成年被後見人」となっていましたので、そこを変えております。

会長 分かりました。

事務局 資料をお持ちでない方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、本日の議案は2件となります。これからの議事の進行につきましては、審議会条例第6条第1項で会長が議長になることと規定しておりますので、よろしく願いいたします。

---

## 2 議 題

議案第5号 個人情報開示請求における郵送請求に関する事務改善について

---

議長 皆さん、御苦労さまでした。準備をしていただき、ありがとうございました。

それでは、本日の最初の議題から始めたいと思いますが、それでは、お願いいたします。

〔実施機関（行政透明推進課）事務局席から移動〕

実施機関 それでは、自己紹介をさせていただきます。

総務部長の穂刈と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

行政透明推進課 行政透明推進課長の徳永と申します。よろしくお願いいたします。

行政透明推進課 行政透明推進係長の堀切と申します。よろしくお願いいたします。

実施機関 それでは、議案第5号の個人情報開示請求における郵送請求に関する事務改善について御説明いたします。

A3判の資料を御覧ください。まず、今回、個人情報開示請求の郵送請求に関する事務改善について御審議いただくこととなった経緯でございますが、目的でございますように、新型コロナウイルスの感染が継続している状況を踏まえまして、各所管課の事業におきましては、感染防止対策を講じる必要があることから、当課においては原則対面で受付を行っている個人情報開示請求について請求方法を拡大し、行政情報開示請求と同様に、郵送による請求を行うことができるよう事務を改善し、併せて市民の利便性の向上を図るものでございます。

この事務改善に当たりましては、既に郵送請求を導入している他政令市の状況を参考に、これまでどおり本人確認を厳格に行うための課題やその防止対策について検討してまいりました。委員の皆様には、その結果について御審議をいただくものでございます。

それでは初めに、現在の本市の開示請求について御説明させていただきます。

開示請求には、行政情報開示請求と個人情報開示請求がございます。行政情報開示請求は、市が保有する行政情報の開示を請求するもので、開示請求者に制限はなく、誰も

が請求者となることができます。

一方、個人情報開示請求は、市が保有する行政情報に記録された自己に関する個人の情報について開示請求するもので、請求者は自己の情報が記録された本人、その法定代理人又は本人の委任による代理人に限定されております。

行政情報開示請求の開示請求方法といたしましては、請求者が区役所へ直接来庁する方法、郵送による方法、ファクス送信による方法、マイナンバーカードによる電子申請による方法と4つの方法により開示請求することができます。

対しまして、今回、事務改善の対象となる個人情報開示請求の開示請求方法といたしましては、区役所へ直接来庁する方法、又はマイナンバーカードによる電子申請による方法の2つの方法により、開示請求することができます。このうち、区役所へ直接来庁されたときは、窓口において運転免許証、パスポート、健康保険証などの原本を提示していただいて本人確認を行っております。この本人確認の有無が行政情報開示請求と個人情報開示請求の異なるところでございます。

なお、現在も身体の障害等により来庁することが困難な場合には、例外的に身体障害者手帳の写しや介護保険被保険者証の写し、また入院等による場合には、医師の診断書などを添付することにより、郵送請求を例外的に認めております。今回は、この個人情報開示請求の郵送請求の範囲を拡大するものでございます。

以下、開示請求の手続につきましては、フロー図のとおりでございますので、説明を割愛させていただきます。

続きまして、実際に郵送による請求を実施するに当たりまして、他政令市の状況について調査いたしましたので、御説明申し上げます。

A4版の資料を御覧ください。この調査につきましては、今年の7月に各市へ照会したものでございます。まず、1の他政令市の個人情報開示請求の受付状況でございます。

(1)の実施状況でございますが、本市を除く19政令市のうち、郵送による受付実施をしている市が17市、実施していない市が2市でございます。この17市のうち郵送受付を特別の事情、本市と同様に身体の障害等により来庁が困難な場合や、遠隔地のため来庁が困難な場合など事情があるものに限定している市が7市、限定していない市が10市となっております。本市といたしましては、このうちの限定していない10市の本人確認方法について、個人情報保護の観点から着目しております。

(2)を御覧ください。10市の本人確認方法でございますが、本人確認書類としては、顔写真付きであったりなかったり、書類の種類も1種類や2種類となっており、各市によって方法が異なっております。また、本人確認書類以外に住民票の写しを添付している市が表の3番の千葉市、6番の新潟市、大阪市、北九州市の4市でございます。

続きまして、(3)の関東の政令市における昨年度の郵送処理件数でございますが、千葉市は86件中郵送処理件数が8件で9%、川崎市は500件中郵送処理件数が140件で28%、ただし、川崎市につきましては、各区役所で開示請求の受付を行っておりませんので、本庁1か所で行っているということになりますので、郵送件数の割合が高くなっているものと推測されます。横浜市につきましては行政情報と個人情報の開示請求を合わせて処理しておりますので、内訳のデータはございませんという回答でした。本市もデータはございませんが、来年度の見込みの郵送件数といたしましては、1区役所2、3件と考え、30件程度を見込んでおります。しかし、これまでの直接来庁されていた方が郵送に切り替わるだけと考えておりますので、全体の開示請求件数は変わらないものと考えております。

次のページをお願いします。続いて、個人情報開示請求の郵送請求実施に向けた課題と対策についてでございます。まず、(1)の課題でございますが、郵送請求では書類を中心に本人確認を行うため、これまで対面で本人確認を行っている窓口請求と比較すると、本人確認が難しくなり、請求者本人に成りすました請求をされる可能性があります。したがって、郵送請求の受付に当たっては、信ぴょう性の高い成りすまし防止対策を検討する必要があります。

そこで、(2)の他政令市の本人確認における成りすまし防止対策について分析してみました。まず、案1として、本人確認書類に加えて住民票の写し(請求日前30日以内に発行されたもの)の提出、または提示により確認する方法、案2として、本人確認書類に加えて必ず電話確認をする方法、案3として、複数の本人確認書類の提出又は提示により確認する方法のそれぞれのメリット、デメリットについて考えてみました。

(3)は、そのメリット、デメリットの表になります。案1のメリットとしては、①住民票の写しの原本と本人確認書類に記載された氏名、住所等を照合することで本人確認書類の信ぴょう性が高まる。②住民票の写しが請求日前30日以内に発行された原本であるため、確認の根拠とする書類の信ぴょう性が高いことが考えられます。一方、デメリットとしては、本人確認書類以外の書類を準備しなければならないため、別途費用を要することが考えられます。

案2のメリットとしては、電話により請求者から直接情報を聞けることで、より詳細な本人確認をすることができることが考えられます。反面、デメリットとしては、電話の相手が本人か否かを確認する手段がないため、信ぴょう性に欠けることが考えられません。

続いて、案3のメリットとしましては、①本人確認書類を複数用意できることで、複数の観点から本人確認ができることから信ぴょう性は高まる。②健康保険証など請求者

の手元にある証明書だけで請求できるので、新たに費用を要して住民票の写しを取得する必要はないことが考えられます。一方、デメリットとしましては、①各種証明書の発行年月日が古い日付であると、現状の情報と照合できない場合もあり、直ちに本人確認できない場合もある。②複写した書類だけでは、その書類が複写であるため、住民票の写しの原本による本人確認より信ぴょう性が低いといった様々なメリット、デメリットがあると考えられます。

続いて、次のページをお願いいたします。ここまで、他政令市の本人確認書類による成りすまし防止対策について分析いたしましたが、本市が郵送請求を実施する場合においても、他政令市と同様に成りすまし防止対策が必要と考えられることから、次のとおり他政令市の例にならって成りすまし防止対策案の検討をいたしました。

まず、検討項目1の案1といたしまして、住民票の写しの添付による確認でございます。①郵送による開示請求で個人情報を開示する場合には、より確実に本人確認を行う必要があることから、本人確認書類に何らかの原本が必要であると考えられます。②窓口における本人確認は、本人確認書類の原本により行われるため信ぴょう性がありますが、郵送受付では複写された本人確認書類により確認することとなるため、窓口と同程度の本人確認を行うことが難しく、信ぴょう性に欠けると考えられます。

そこで、確認の根拠資料として、住民票の写しの原本と複写された本人確認書類を照合することで、少なくとも氏名、住所等の情報については、窓口確認と同程度の信ぴょう性があると考えられます。また、住民票を取得する際には、窓口に来た方の本人確認も行っていることから、取得の段階においても確認ができるという利点がございます。このようなことから住民票の写しによる本人確認は有効な手段であると考えられます。ただし、ある程度の時間内に限定することにより信ぴょう性を高めるため、③のとおり住民票の写しの発行日を請求日前30日以内とします。理由といたしましては、通常30日程度であれば住所を異動する可能性が少ないと考えられるからです。

続きまして、案2の電話確認でございますが、電話につきましては携帯電話が普及しているため、固定電話での連絡も少ない状況であることから、1のとおり電話の相手が本人か否かを確かめる手段がないため、電話確認のみでは本人確認することが難しく、信ぴょう性に欠けると考えられます。また一方で、②本人確認書類やその他開示請求書などに疑義がある場合は、電話確認の意義はあると考えられますが、その時々状況に合った対応が必要となってくるものと考えられます。

最後に、案3の複数の本人確認書類による確認でございますが、本人確認書類を複数所持しているということは、それぞれの発行権者から発行されているので、一定の信ぴょう性はあると考えられます。しかし、複写した本人確認書類と何らかの原本と比べる

と、原本による確認より信ぴょう性が低くなると考えられます。

以上のことから、本市における信ぴょう性を確保する対策といたしましては、住民票の写しを添付することを基本とし、疑義等が生じる場合などは、状況に応じて電話による対応を行い、開示請求者に確認することが望ましいという方法で結論づけました。

なお、住民票の写しを添付している各政令市へ郵送受付によるトラブル等について確認いたしましたが、各市におきましても過去に成りすまし等のトラブルもなく、適正に事務処理ができているとの報告でございました。

この防止対策案の結論を受けまして、改善後の郵送請求方法について申し上げます。恐れ入りますが、A3版の資料にお戻りください。資料右側の郵送請求方法です。まず、郵送請求ができる者でございますが、これまでどおりと同じ、市が保有する行政情報に自己に関する個人情報記録された者、法定代理人又は任意代理人でございます。

続いて、郵送請求の方法でございますが、個人情報開示請求書に本人確認書類等を添付し、各区くらし応援室へ送付していただきます。

続きまして、個人情報開示請求書に添付する本人確認等の書類でございますが、本人が申請する場合は、①の本人確認書類として、運転免許証やパスポート、健康保険証などを複写したものと、②としてただいま検討結果から出ました当該請求者に係る住民票の写しの原本で、開示請求の日から30日以内に発行したものでございます。

なお、住民票の写しの取得でございますが、過去にさいたま市に在住していた方が現在他市に住所がある場合には、当然ではございますが、現在の住所地の住民票の写しが必要となりますので、本市の区役所に来庁するというのではなく、開示請求することができるようになります。

続いて、法定代理人や任意代理人の申請につきましても、①の本人確認書類を複写したものと、②の代理人の資格を証明する書類として、戸籍謄抄本、成年後見制度の登記事項証明書、委任状などの原本となります。そして、③として、当該請求者に係る住民票の写しの原本となります。

最後に、身体の障害等により来庁することが困難な方の申請でございますが、対象者は変わらず来庁することが困難な方々となりますので、これまでどおり変更はございません。

続きまして、その下の今後の予定でございますが、本日審議会で御承認いただきましたら、来年3月に庁内周知を行いまして、新年度から個人情報開示請求の郵送請求を開始し、市ホームページなどにより市民周知を図ってまいります。

最後に、今回の事務改善に当たりましては、新型コロナウイルス感染防止対策による対面での接触を避けるという目的もございしますが、同時に郵送請求できる方の範囲を広



げること、市内在住者に限らず、近隣や全国にお住まいの方への対応も可能となり、市民サービスの向上につながるものと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 御苦労さまでした。

何か御質問等ございますか。どうぞ。

桑原委員 ちょっと確認したいのですけれども、個人情報開示請求を市民の人が請求する場合は、どこに出すのですか。自分が欲しい情報がある課に行って出すのか、それともどこかに一元化して出すのでしょうか。

実施機関 こちらのフロー図を見ていただくと分かるのですが、各区の情報公開コーナーで受付をします。それから、くらし応援室でその個人情報の所管課がどこかということを確認しまして、所管課に書類を渡して、所管課が開示の決定や実施を行います。

桑原委員 では、欲しい個人情報というのは、介護保険課のように、その課ごとの個人情報を請求するという形になるのですか。

実施機関 そうです。

桑原委員 この郵送で返信するというのは、その各課でやるのですか。

実施機関 そうです。必ず郵送で返信ということではありませんが。

桑原委員 どういうことですか。

実施機関 場合によっては来庁して取りに来られるという方もいらっしゃいますので、郵送で返信する場合は、先ほど説明した住民票の写しの住所へ送付することが基本となると思うのです。そちらの住所に返信するように考えています。

野辺委員 今回の改善というのは、新型コロナウイルスの今問題になっている状況が収まっても、さらに郵送による請求ができるように継続性を持った改善なののでしょうか。

実施機関 はい、そうです。実は、市民からも郵送による請求はできないのかという問い合わせが寄せられていますので、ちょうどいい機会になったのではないかと考えております。

野辺委員 分かりました。

藤巻委員 この案ですと、本人確認のために電話で確認するというのは必須事項ではないのですよね。

実施機関 はい、そうです。

藤巻委員 だけれども、例えば窓口で個人情報の開示請求をする場合は、御本人が何を開示してもらいたいのかが具体的によく見えないときがあるのですよね。そうすると、窓口で対面でのやり取りがあって、何が知りたいのということがある程度わかるのですけれども、郵送の場合は送られてきた請求書にいろいろ書かれているけれども、本人は一体何が欲しいのかが分からないということがあるのではないのかなと思います。

実施機関　　そうですね。請求書に記載された内容で情報が特定できない場合は、電話で連絡して確認するということになります。

藤巻委員　　情報の特定ができない部分のほうが多くないですか。そんなことはないのですか。

実施機関　　個人情報の開示請求では介護保険関係のものなどが多いのです。おそらく相続の関係で取られていると思うのですけれども、そういったものが結構多いので、あまり難しいものは想定していないところなのです。

藤巻委員　　ただ、特定ができない場合は電話でやり取りをするということですね。

実施機関　　そうです。

議長　　そのほか何かございますか。

趣旨の問題、目的の問題なのですが、先程から出ているように、政令市の17市は以前からやっているわけですから、これはコロナだからやっていたというわけではないですよ。

実施機関　　そうです。相当前から実施しているようです。

議長　　今までさいたま市がやらなかった理由というのは何かありますか。

実施機関　　今までは、やはり個人情報なので、厳格に本人確認することが難しいというところだったのですけれども、他の政令市がこういった方法によって実施されているということをお聞きしましたので、そうであれば、特に他の政令市においても事件も起こっていないという状況ですので、本市でも可能かと思ひまして、始めることにしました。

議長　　本当に事件が起こっていないのかどうかはよく分からないところですが、事件というのは、受付段階で判明したものは事件であったということが分かりますが、本当はないということでしたか。

実施機関　　はい。

議長　　それから、このA3版の資料の右側の未成年者などの代理人が請求するときに、この住民票は求めないのですか。

実施機関　　請求者イコール代理人となりますので、代理人の住民票が必要となります。

議長　　では、逆に言えば、請求者の住民票は必要ないのですか。なぜなら、その人が頼んだということがはっきりしなければいけないわけでしょう。委任状を添付するのだから。

実施機関　　本人が頼んだ場合は委任状を添付していただきます。

議長　　本人が頼んだ場合もあることも考えなければ駄目でしょう。

実施機関　　はい。そのときには、その代理人本人の住民票を添付していただきます。

議長　　それは駄目でしょう。だって、任意代理でも委任状があれば取れるのでしょ。う。そうしたら、その御本人が本当に頼んだのかどうかは、御本人の書類を何か添付してもらわなければ駄目ではないですか。委任されて来た人の本人確認をしても、本人が頼んでい

るかどうかは全然分からないではないですか。

実施機関 任意代理人の場合なのですけれども、特定個人情報の開示請求に限っておりまして、特定個人情報というのが、いわゆるマイナンバーと言われる個人番号、こちらを内容に含むものの開示請求に限られるのですが、任意代理人が請求をされる場合は、御本人様、委任をする方の本人確認書類の写しも委任状のほかに必要としております。

議長 それはどういう書類なのですか。資料に書いてありますか。

実施機関 資料には記載しておりません。

議長 大事なことではないのですか。それは書いておかないといけないと思いますが。

実施機関 一応、②のところの「その他の書類」に該当しますが。

議長 その他の書類といっても、そこが一番大事な書類は書いておかないとまずいのではないのですか。

それから、もう一つ聞きたいのですが、障害者の人は障害者手帳とかそういう書類が必要ということですか。

実施機関 はい。

議長 なぜ必要なのですか。今度はみんな郵送で請求できるのだから、障害者であっても同じではないのですか。

実施機関 障害者の方が住民票を添付して請求された場合は必要ないのですけれども、これまでどおりの方法によって請求する場合は、身体障害者手帳の写しなどが必要となります。

議長 来庁することが困難な理由を確認するということですが、これは身体障害者の人に対する、はっきり言うと差別取扱いですよ。だって、ほかの人はそんな理由がなくたっていいのでしょうか。違うのですか。この書き方はおかしくないですか。何でこれにこだわるのですか。郵送は誰だってできるのでしょ。障害者の人が来られないということを証明する必要はないのでしょうか。

実施機関 そうですね。議長のおっしゃるとおり、今度は全体的なものに含まれますので、そちらのほうに含まれますので、内部でよく調整します。

議長 ほかに人と同じにしていいのですよね。ただ、何かほかに書類が必要だったら、もらえばいいことだと思いますが。

実施機関 そうすると、住民票の写しが必要になるのです。

議長 住民票の写しが無い場合はどうするのですか。無い場合は来られない理由を出す必要があるのというのですか。そうではなくて、障害者手帳などの書類でいいということですか。

実施機関 その場合は障害者手帳の写しで構わないのです。

議長 だけれども、この資料に書いてあるように、困難な理由を確認するところがま

ずいと思えますが。本人確認だけでいいのでしょうか。

実施機関　そうですね。書き方ですね。

議長　書き方ではない、これは考え方ですよ。そのように考えていること自体が問題だということですよ。ここに違和感を感じないところが私は問題だと思うのですが、今までは障害者の方はそういうことでやってあげていたわけでしょう。

実施機関　はい。

議長　だけれども、今回はみんなやることになったら、別に障害者に対して特典だとかを与えているわけでも、あるいは余計なものを課しているわけでもないのだから、そこは同じではないのですか。

それから、郵送でやったときに、一番心配なのは、ちゃんと分かっている人が書類を見て大丈夫なのかということを確認しなければいけないと思うのですが。そういう点だと、各区役所に送るというのはちょっと危ないのではないのですか。郵送でしたら、別に本庁に送ってもらえばいいわけでしょう。こういうことは本庁で処理したほうがいいのかではないですか。

実施機関　行政情報の開示請求につきましても、現在郵送やファックスで受付しています。同じように、区役所にも、区役所で受付をするということで事前に説明しております。

議長　決まったことを諮問されても困るのですが。それだと意見が言えなくなってしまうのではないですか。それでいいのですか。諮問って、そういうものなのですか。

実施機関　区役所の職員も個人情報の開示請求をきちんと受けておまして、全く知識がないということではないのです。経験値はありますし、逆に本庁では受付を行っていないので、実際は、区役所のほうが経験があります。もちろん研修ですとか、相談体制などをきちんと整えて対応させていただければ、今までと同じレベルでできるのではないかと考えております。

議長　私はそのレベルを言っているのではないのですが、郵送という特殊な形を使うので、まして個人情報というのは取扱いに注意しなければいけないものですから、万が一何かあったときを考えて、統一して処理したほうがいいのかという意見なのです。ほかの委員の皆様はどのように考えるか分からないのですが、そこは考える余地があるような気がします。

先ほどの電話による確認内容には個人情報もあると思うのですよね。

藤巻委員　何を知りたいのかをきちんと聞き出さないと、郵送だとその趣旨が見えてこないときがあるのではないのかなと思います。何度もやり取りをした上で、初めてその趣旨が分かるということもあると思います。

議長　今は、そのことを区役所で行っているということですか。

実施機関 はい。受付は全て区役所の情報公開コーナーで行っています。

藤巻委員 そこでは一時的に受付をして、あとは担当課へ引き継ぐのですよね。

実施機関 はい。

藤巻委員 その後は市として開示するなり、場合によっては非開示になることもあるかもしれないですよね。

実施機関 場合によっては、そうなりますね。

藤巻委員 そうなりますよね。

議長 請求に来るのは区役所の情報なのですか。

実施機関 区役所に所属している課であれば、そこが持っている情報に対して請求がありますし、本庁の担当課が保有している場合は、本庁の担当課が対応することになります。個人情報の開示請求であれば、比較的区役所が保有している情報に対する請求のほうが多いため、区役所で開示請求を受けて、区役所の担当課が対応するほうが、事務处理的にも早く手続きができて、御本人のためになるというところもありますので、身近な区役所のほうが住民の利益なるのではないかと考えられます。

藤巻委員 ただ、本庁が持っている個人情報は区役所で受付はするけれども、本庁が対応するということですよね。

実施機関 そうですね。

藤巻委員 受付した後は本庁のほうで対応するということですね。

議長 教育委員会もそうですね。

実施機関 はい。その場合ですと、例えば最初に相談があったときには、浦和区役所が近いですから、浦和区役所にお出しいただくということもよろしいのではないのでしょうかという御案内は差し上げることはありますし、実際、情報の特定に関しましてはおっしゃるとおりなのですけれども、その前によくあるパターンとしては、こういう請求をしたいのですがということで所管課のほうに連絡がありまして、そこで調整が済んだ上で、区役所で手続きするということがあるので、請求する方とよく話をしながら情報の特定はしていきますので、その点については区役所のくらし応援室の職員はプロですから、そのあたりは安心して対応を任せられることができると思っております。

藤巻委員 郵送で受付するのもいいですけども、そこできめ細やかな対応、書面だけでやり取りするのではなくて、個人として何を知りたいのかということを的確に把握ができないと、違った情報を開示してしまうということもあり得ると思うので、そこは郵送でやるにしても、市のほうから開示するときは、本人が納得するものが開示できるようにやらなくてはいけないと思います。

実施機関 行政情報の開示請求は郵送で受付をさせていただいていますので、その辺の扱いとい

うのは、同じような形で、請求内容が特定できないものにつきましては、電話などで確認させていただいていますので、同じ対応になろうかと思えます。

議長 どのようにして情報を開示するのですか。郵送でやるのですか。

実施機関 請求する場合は、直接来庁しますかですとか、郵送を希望しますかというような選択制になっておりますので、それに応じて対応させていただきます。

野辺委員 開示請求用紙というものがあるわけですか。

実施機関 所定の様式がございます。

野辺委員 それは区役所にあるのですか。

実施機関 区役所やホームページからダウンロードしていただくことができます。

野辺委員 では、例えば個人情報に関して気になることがあるから請求したいけれども、請求の仕方、今まで経験がないから全くわからないという人が、取りあえず請求の仕方や必要なものは何ですかと聞きに行くのは区役所でもいいわけなのですか。

実施機関 結構でございます。

野辺委員 そういう請求用紙は送られてくるわけですか、それとも取りに行くのですか。

実施機関 基本的にはホームページからダウンロードしていただくこととなります。

野辺委員 パソコンを持たない世帯もあるとしたらどうなりますか。

実施機関 その場合には、行政サービスの観点から、個別に応じて郵送するといった対応をさせていただくことになると思えます。

野辺委員 そうすると、書類の書き方がよく分からないということも多分出てくると思うのですよね。そういう場合は区役所の窓口で親切に対応していただけるのですか。

実施機関 はい。案内もいたしますし、もしくはホームページを御覧いただければ記載例なども用意してありますので、そちらを御覧いただき、こちらもお答えしながら対応させていただいています。その対応については、現在も行っています。

岩崎委員 電子申請というのは、区役所に行かなくても、全部最初からできてしまうのですか。

実施機関 そうです。カードリーダーを用意していただいて、それにマイナンバーカードを読み込ませて、申請することができます。

岩崎委員 できてしまうのですね。

議長 市のほうから郵送するときは書留か何かで送るのですか。

実施機関 いえ、普通郵便で郵送しています。

議長 普通郵便ですね。ほかにもコピーの費用などもあるのでしょうか。その費用も取るのでしょうか。それとも無料なのですか。

実施機関 いえ、無料ではありません。

議長 その場合はどうするのですか。

実施機関 コピーの費用などは、開示する枚数が確定したら連絡を差し上げて、郵便為替などを送っていただいてから、開示する情報を郵送することになります。

議長 普通郵便で大丈夫でしょうか。

岩崎委員 本当は、配達記録などでないと怖いような気がしますけれどもね。

藤巻委員 簡易書留ですとか。

議長 やはり、請求者へ送達するまでが市の責任でしょうからね。

齋藤委員 皆さんはベテランだから、私はまだ2回目で間もないのですよ。だから、疑問の方が湧いてしまうのです。

議長 どうぞ。

齋藤委員 そういう疑問を言っているのですか。

議長 いいのです。大丈夫です。

齋藤委員 では、ちょっと言わせてもらいますと、私は今も言ったように、この審議会はまだ2回目なのです。個人情報保護と言っているながら、実は全部ではないけれども、流出したりすることもありますよね。そうすると、何か私にすると矛盾しているような気がするのですよ。個人情報を保護しなくてはいけないのに、開示して皆さんに知らせてしまうというのは、それがちょっと分からないのと、この個人情報保護法ができてから、すごくいろんな面でやりにくいのです。そういうふうに皆さん感じないのかと思います。何かというと、個人情報と言うのですよ。それで済ませてしまうのですよ。だから、言うほうもよく分からないのだけれども、確かに個人情報保護というものがありますから、無視できないのですけれども。

議長 個人情報というのはいろいろあるわけですね。その中にはやっぱり公にできる情報と、それから公にできない情報があるわけです。今まさに齋藤委員がおっしゃったように、公にできる情報というのは、何でこんなことまで公にするのだという疑問もあるだろうし、一方で、こっちは個人情報だから絶対に言いませんよとか、開示しませんよというので、例えば自治会の活動がやりにくいとか、それはあると思うのです。まさにそこがせめぎ合っているのが現在の状況だと思うのです。

齋藤委員 それで、今回も議案がなければ開かないというでしょう。そうすると、市役所のほうにそういう要望が行っているのですね。

議長 一応、審議会の期日は2か月に1回となっていますが、今日みたいに議題があると開催しますし、無い場合は開催しないということになります。

今日も2件議題があるので委員の皆さんに来ていただいているということになります。

齋藤委員 私も傾向が分からないから、どういうものが出てくるのか、どういうものは出す必要

はないのかということですが。

議長 役所で持っている自分の情報を知りたいなというときに、今回の件は、今までは窓口に行って請求するのが原則だったけれども、遠くに転居してしまったりする人もいるだろうから、今度は郵送でできるようにいたしましょうと、これはコロナ対策にもいいでしょうと、こういうことなのです。

齋藤委員 わかりました。

議長 何かほかに御意見等ありますか。

桑原委員 先ほど、結果を返すときに、郵送か引取りかで選択できるということですが、では引き取りに来た人の本人確認というのはするのですか。

実施機関 窓口にお越しになった場合は、本人確認書類を御持参いただくので、そこで確認いたします。

桑原委員 請求のときではなくて、請求が終わって、結果を引き取りに行った場合も確認するのですか。

実施機関 そのときも本人確認をした上でお渡しします。

桑原委員 分かりました。

議長 ほかに何かありますか。

いかがでしょうか、そういうことですけれども、諮問については、いろいろな意見があつて、私も意見を言いましたけれども、それらの意見を参考にしてやっていただくということによろしいですか。

諮問に対する答えは、今度は事務局として聞きますが。

事務局 以前、個人情報保護条例の改正の際に、答申をいただいた際には、「異議はない旨答申します」という答申書になっていました。

もしくは、「適当である旨考えます」ですとか、そういった文言も過去にはありましたが。

議長 「適当なものである旨答申します」かな。

ただし、出た意見は尊重していただきたいというか、参考にしてもらいたいという形にしておいてもらいましょうか。そのほうがいいと思います。

桑原委員 先ほど議長がおっしゃっていた身体障害者のところは、削除していただきたいなと思います。

議長 これは、別に条例にするわけでも何でもないのでしょうか。

実施機関 逆に、こちらの意図としましては、身体障害者の方にも住民票の添付を課すと、おそらく負担が大きくなるだろうということの発想からありまして、今までどおり、その方達にも請求ができるという環境を残しておかなければいけない、その考えの下で文書化



したのでこのような形にいたしました。

議長 住民票が取れない場合は障害者手帳でもいいですよという、それだけではないのですか。

実施機関 そういった形にさせてもらえればと思います。

議長 今、やはりいろいろ御意見がある部分なので、そこは注意しないといけないと思います。

では、そんなところでよろしいですか。

各委員 はい。

議長 どうもありがとうございました。

〔実施機関（行政透明推進課）事務局席へ移動〕

〔休憩〕

---

議案第6号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 後期高齢者医療に関する事務）

---

〔実施機関（年金医療課、情報政策部 I C T 政策担当）入室〕

議長 それでは、始めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今日2番目の議題ということになります。

それでは、まず自己紹介をしていただいて、それから始めたいと思います。

実施機関 年金医療課長の清宮と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

年金医療課高齢者医療係長の葩島と申します。よろしくお願ひいたします。

年金医療課高齢者医療係の佐々木と申します。よろしくお願ひいたします。

情報政策部 I C T 政策担当の高橋と申します。よろしくお願ひいたします。

議長 どうぞよろしくお願ひします。

それでは、御説明をお願ひいたします。

実施機関 それでは、着座にて失礼いたします。

これより、議案第6号、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価書について、年金医療課から御説明させていただきます。

まず、特定個人情報保護評価について簡単に御説明いたします。特定個人情報保護評価とは、国の行政機関や地方公共団体などが特定個人情報ファイルを保有しようとするときに、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを自ら宣言するものです。この特定個人情報保護評価は、評価を実施した後、特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えようとする場合や直近の公表日から5年を経過する前には、評価の再実施をすることとされています。

後期高齢者医療に関する事務については、平成27年12月25日付けで評価書を公表しておりますが、間もなく公表日から5年を経過します。そのため、改めて評価書の記載内容を確認・変更した上で、特定個人情報保護評価の再実施をいたしましたので、再度、第三者点検をお願いするものです。

次に、本市において行っております後期高齢者医療に関する事務について簡単に御説明いたします。後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定の障害のある方が安心して医療を受けられるための制度であり、都道府県ごとに創設される後期高齢者医療広域連合が保険者の役割を果たし、市町村と事務を分担しながら運営を行っています。

市町村では主に、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引渡し、保険料に関する申請の受付、保険料の額に係る通知書の引渡し、保険料の徴収など、被保険者の方と直接接する窓口業務等を担っています。

それでは、今回の特定個人情報保護評価の再実施について御説明いたします。資料1を1枚めくっていただきまして、右側のページ、評価書の主な修正箇所を御覧ください。

こちらは、このたびの再実施に伴い、評価書の修正を行った主な箇所をまとめたものでございます。再実施に伴う修正箇所は、細かい箇所を含めると大変多くございますので、要点となる箇所のみ御説明をさせていただきます。御不明な点がございましたら御質疑をいただき、補足をさせていただきたいと思っております。

初めに、資料4の47ページを御覧ください。こちらは、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策のうち、特定個人情報ファイルの取扱いの委託に関する箇所でございます。特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、市全体の取組として、契約締結時に再委託の予定の有無について、委託先から書面で報告を求めるとともに、原則として作業実施期間中に委託先の作業実施場所へ立入調査を行うこととしており、業務委託の実施に当たっては、さらなる安全管理措置が図られるよう徹底することとしております。

これを踏まえて、特定個人情報の提供ルールや再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保について、ルール遵守の確認方法等の見直しを行い、記載の追加を行いました。

このほか、同じく47ページの特定個人情報の消去ルールや、48ページの委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定、53ページのその他のリスク対策の監査の具体的な内容につきましても、ルールの内容や実施内容をより具体的に記載することで、記載内容の明確化を行いました。

最後に、パブリックコメントによる意見募集結果について御説明いたします。資料5及び資料6を御覧ください。こちらは、本年9月15日から10月15日まで実施いたしましたパブリックコメントの意見募集結果と原文でございます。パブリックコメントでは、3名の方から御意見をいただきました。マイナンバーの活用が特定個人情報保護評価書にどのように関係しているのかわからず、問題点があるのか理解し得ないとの御意見や、マイナンバー制度を廃止すべきであるなどの御意見をいただきました。

これらの御意見につきましては、マイナンバー制度は既に運用が開始され、市民の利便性の向上や行政の効率化にもつながっていることから、セキュリティ対策に万全を期しつつ、マイナンバー制度の運用に取り組んでいくこととし、評価書は素案のままといたしました。

簡単な説明ではございましたが、以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

何か全体について御質問等はございますか。

桑原委員 再委託先というのはどういうところに、何を、どんなものを委託することになるのでしょうか。

実施機関 例えば、先ほどの後期高齢者医療の事務では保険料額決定通知書の送付というものがあるのですが、まずその業務について委託契約をします。その委託業者が例えばデータの出力等のシステム上高度な技術が要するようなときに、専門の業者へ再委託するような場合があります。

議長 俗に言う工事の下請みたいな感じですね。

実施機関 そうです。もちろん契約書には情報セキュリティ特記事項というものを付けまして、再委託する場合には、市に対して承諾願を出していただき、市の承諾を受けなければならないこととしています。また、再委託先への研修や教育などを行っているかについても併せて報告していただいているところです。

岩崎委員 56ページにある、承諾を得ないで再委託した件があったみたいですが。

実施機関 これは承諾を得なかったというケースです。

岩崎委員 再委託するときは、する前に承諾を得るのですよね。

実施機関 そうですね。

岩崎委員 やってしまった後ではないですね。

実施機関 そうです。市からの承諾を得ないと再委託することはできないです。

岩崎委員 その承諾をするときには、何かいろんな条件があるのですか。

実施機関 先ほど申しあげました、委託契約をするときには、契約約款に、さいたま市が定めている情報セキュリティポリシーに基づいた情報セキュリティ特記事項というものを付けます。この特記事項の中には個人情報を含む情報資産の適正な管理ということで、情報資産を外部に持ち出してはならないことなどを盛り込んでいます。そして、再委託を行う場合は、再委託先がこうした情報資産の適正な取り扱いができていないか、教育や研修を実施しているかなどについて書面で報告を頂いた上で、その内容がきちんとしているかを確認した上で、承諾をして、そこで初めて再委託という形になります。

岩崎委員 そのようになっているのに、やっぱりそうしない業者がいるんですね。

実施機関 この56ページに載せているのは、個人住民税の事務における事案なのですが、これは委託業者が市の承諾を得ることなく、無承諾で再委託していたという事案でして、本来でしたら、先ほど申しあげたとおり、再委託をする前に市のほうに再委託をしてよろしいかという承諾願を出していただいて、その内容が再委託して問題ないということを確認しまして、初めて承諾をするという形なのですけれども、この56ページに載せている事案というのは、その承諾願の提出自体をすることなく再委託していたという事案になります。

岩崎委員 というのは、その能力がなかったから再委託したというわけではないんですね。

実施機関 こちらの事案につきましては、こういった手続が必要であるという委託業者の認識不足もさることながら、受け持った業務量が範囲を超えてしまって、自分たちでその委託された業務をさばき切れないということで、市の承諾を得ることなく再委託先にその業務を再委託したという事案になります。

議長 このことについては、再委託先にも市のほうから見に行くことができるというものを入れたのですよね。

実施機関 そうです。

議長 再委託することについては書類でしか見ていなかったけれども、実際に行ってみようではないかということで、これができるようになったのですよね。

実施機関 そうです。

議長 やっぱり実際やってみないと、5年ごとに見直すというのは、それなりの意味があるということかもしれません。

よろしいでしょうか、これは。

この件については、適当である旨答申するということによろしいですか。

各委員 はい。

議長 では、そのようにします。

御苦労さまでした。

---

報告事項

(1) 個人情報取扱事務の報告について

---

議長 それでは次に、報告事項を事務局からお願いいたします。

事務局 個人情報取扱事務届出の報告について御報告をさせていただきます。

この報告は、さいたま市個人情報保護条例第6条第4項の規定に基づく、市長から本審議会宛ての報告でございます。なお、今回の報告につきましては、令和2年9月4日及び11月6日の2回に分けて告示を行いましたので、報告資料も2回分となっております。

初めに、令和2年9月4日告示分について、報告資料(1)を御覧ください。1ページ目は、令和2年9月4日付の市長から本審議会宛て報告になります。こちらは、令和2年7月1日から8月31日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書及び廃止届出書となっております。件数はそれぞれ開始が10件、変更は13件、廃止が1件でございます。なお、各届出書は5ページから29ページに記載されておりますので、お確かめください。

次に、報告資料(2)を御覧ください。1ページ目は、令和2年11月6日付の市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和2年9月1日から10月31日までに届出がありました個人情報取扱事務の開始届出書、変更届出書及び廃止届出書となりまして、件数は開始が5件、変更が13件、廃止が5件となっております。なお、各届出書は5ページから29ページのほうに記載されてございます。

報告は以上となります。

議長 これは、役所がいろいろな事業をやると、いろいろな個人情報が入ってくるものを勝手に収集してはいけないので、こういう個人情報を収集しますよというのを報告するということですので、その報告をこちらは受けるという形になります。

それでよろしいですか、御質問なければ。

各委員 はい。

議長 では、議事と報告事項は全て終了ということになります。

---

3 その他

---

議長 では、あとは事務局からお願いします。

事務局 御審議いただきまして、ありがとうございました。

次回の審議会でございますが、来年の令和3年1月27日水曜日の午後1時半からを予定しております。審議する案件の予定も入っておりますので、開催する予定という

ことでもよろしく願いいたします。

開催の通知につきましては、改めてまたこちらのほうからお送りさせていただきま  
すので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長 これですけれども、何かございますか。よろしいですか。

桑原委員 全く関係ないというか、ちょっとは関係あるのですけれども、いろいろな書類に性  
別を書き添えたりするのですけれども、最近性別とかもLGBTの関係で無く  
そうというような流れがある中で、市役所の方は、情報を男女で分ける必要があるの  
ですか。何か必要性があって聞いているのだったら、私はいいと思うのですけれども、  
それは課によりますか。

事務局 そうですね。統計上必要があるということもあると思いますが。

桑原委員 統計ですね。

事務局 法律などが変わっていないこともあると思います。

桑原委員 法律に基づいて聞いているということですか。

事務局 それぞれの事業によって判断されているとは思いますが。

桑原委員 ありがとうございます。

議長 個人の特定の一つ的手段でもあるのでしょうかね。

桑原委員 そうなのですよ。

議長 同じ名前で男性か女性か分からないこともあると思います。

それでは、よろしいですか。

各委員 はい。

議長 それでは、どうも御苦労さまでございました。